

電子納品保管活用システム用N A S等の賃貸借に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年4月13日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品等の名称及び数量 電子納品保管活用システム用N A S等の賃貸借 一式
- (2) 賃貸借物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること
- (3) 賃貸借期間 令和5年8月1日(火)から令和10年7月31日(月)(60月)
- (4) 納入場所 入札説明書で定める場所

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)
 - エ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館7階
山梨県 県土整備部 技術管理課 技術情報担当 電話055-223-1683
- (2) 入札説明書等の交付方法
ア この公告の日から令和5年4月27日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3(1)の場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に3(1)の問合せ先に電話連絡すること。

- イ 直接交付以外の方法による交付を希望する場合は、令和5年4月26日（水）午前10時までに3（1）の問合せ先に電話連絡すること。
- （3）入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から令和5年5月8日（月）までに、3（1）の場所に持参し、又は郵送すること。
ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- （4）入札及び開札の日時及び場所
令和5年5月19日（金） 午前11時
山梨県庁防災新館4階 407会議室（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）
- （5）郵送による入札書の受領期限及び提出先
令和5年5月18日（木）午後5時までに書留親展にて山梨県県土整備部技術管理課技術情報担当（郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に必着すること。
- （6）入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （7）入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- （8）落札者の決定方法
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

- （1）契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- （2）入札保証金
免除
- （3）契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2各号の規定に該当する者は、これを免除する。
- （4）違約金の有無
有
- （5）前払金の有無
無
- （6）最低制限価格の有無
無
- （7）契約書作成の要否
要

(8) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(9) その他

ア 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 詳細は、入札説明書による。